

第3期松山市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について

令和8年8月10日

こども
まんなか

▶子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべてのこどもたちと子育て家庭を対象に、本市が進める子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したもので、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進する。

松山市こども計画

第1章～第4章（略）

第5章 各個別計画記載事項

1.第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

①幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

②地域子ども・子育て支援事業の充実

③子ども・子育て支援の推進方策等

2.第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

3.第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

4.松山市成育医療等に関する計画

第6章 計画の推進

松山市こども計画【別冊】

第1章 松山市こども計画「施策の展開」事業一覧

▶各事業の概要や個別計画の位置づけ等を掲載

第2章 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

▶地域子ども・子育て支援事業等について、
量の見込みと確保の内容等について掲載

※量の見込みと確保の内容

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(19事業)について、利用状況や利用希望を把握するために実施したニーズ調査等に基づき、その地域にどの程度の事業等のニーズがあるかを見込んで設定した「量の見込み」と、それに対する受け皿をどの程度確保していくか設定した「確保の内容」を5か年で定めているもの。

①幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

②地域子ども・子育て支援事業の充実

③子ども・子育て支援の推進方策等

(ア)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

※2)認定こども園の目標設置数及び設置時期の部分



別冊第2章で、量の見込みと確保の内容を定めており、その実績や事業報告等をふまえて、点検・評価シートで点検・評価を行う

③子ども・子育て支援の推進方策等

(ア)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 ※2)除く

(イ)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(ウ)産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(エ)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

(オ)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(カ)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項



別冊の第1章に掲載している事業一覧の内、第3期松山市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられている事業の実績報告で取組状況を点検する

③子ども・子育て支援の推進方策等

(カ)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

～松山市こども計画(第3期支援事業計画部分)抜粋～

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、**松山市子ども・子育て会議の中で協議を行う**など、関係機関が相互連携を図ることができる取組を推進します。

【子ども・子育て会議の役割】

松山市こども計画・第3期支援事業計画の点検・評価

- ・点検・評価シートによる評価
- ・個別事業の取組状況の確認

点検・評価をする中で、個別に議論・共有する事項がある場合には、意見書にて提案

次回子ども・子育て会議で協議・共有

各部会での評価事項

		事業名	教育保育 部会	地域子育て 部会
①		幼児期の教育及び乳幼児期の保育の提供	○	
		保育利用率	○	
②	(1)	利用者支援事業	○	
	(2)	延長保育事業	○	
	(3)	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	○	
	(4)	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)		○
	(5)	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)		○
	(6)	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業		○
	(7)	地域子育て支援拠点事業	○	
	(8)	一時預かり事業	○	
	(9)	病児・病後児保育事業	○	
	(10)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		○
	(11)	妊婦一般健康診査事業		○
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	○	
	(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○	
	(14)	子育て世帯訪問支援事業		○
	(15)	親子関係形成支援事業		○
	(16)	児童育成支援拠点事業		○
	(17)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	○	
	(18)	妊婦等包括相談支援事業		○
	(19)	産後ケア事業		○
③		認定こども園の目標設置数及び設置時期	○	

事務局

- 事業ごとに、点検・評価シートを作成
 - ▶「量の見込みと確保方策」の計画値と実績
 - ▶事業の取組状況
 - ▶事業評価と今後の見込
 - ▶自己評価

委員

- シートの内容を確認し、委員評価を実施し、事務局へ提出
 - ▶6段階で委員評価
 - ▶意見等があれば意見書を提出

事務局

- 集計・とりまとめ
 - ▶各委員の6段階評価を平均し四捨五入した数値を最終評価とする

最終評価といただいた意見(匿名)を、市HPで公表

第2回子ども・子育て会議で依頼することとも計画の点検・評価に活用

「量の見込みと確保方策」の計画値と実績

単位:

計画		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 平成6年度 実績
	①量の見込み						
	②確保の内容						
	②-①						
実績		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	
	実績値 (達成率)						
実績評価							

<実績評価基準>

量の確保の実績の達成率により評価

- 5…達成率110%以上
- 4…達成率100%以上110%未満
- 3…達成率80%以上100%未満
- 2…達成率50%以上80%未満
- 1…達成率30%以上50%未満
- 0…達成率30%未満

<自己評価、委員評価基準>

量の確保の実績と事業の質の充実度を総合的に判断して数値評価を行う。

- 5…顕著な成果がみられ、量の確保も十分達成できている
- 4…高い水準で事業が実施され、相当の成果が認められる
- 3…計画通り事業が実施され、事業目的達成に向けて成果が上がっている
- 2…一定の成果はみられるものの、さらなる取組が求められる
- 1…成果が乏しく、改善を要する
- 0…事業が未実施、または計画見直しや実施体制の再構築が必要

評価

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
自己評価					
委員評価					

※委員評価は本日の実績報告を踏まえ、後日、実施